

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230602	東海ロジテック株式会社 (法人番号 1080001013430) 代表 者酒井通雄	静岡県島田市牛尾970-30	本社営業所	静岡県島田市牛尾970-30	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年10月19日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	5	5
2	20230607	勢州運輸有限会社(法人番号 7190002020698) 代表 者佐藤寿哉	三重県三重郡菟野町大字 千草5278-2	本社営業所	三重県三重郡菟野町大字 千草中央畑5278-2	輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年8月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20230614	ドリーム物流株式会社 (法人番号 7190001021350) 代表 者渡邊孝雄	三重県松阪市大口町字子 /新田532番1	本社営業所	三重県松阪市大口町字子 /新田532番1	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和4年10月25日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項並びに第2項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)	9	9
4	20230619	株式会社賢拓(法人番号 4180001132457) 代表 者山田賢一	愛知県一宮市開明字乾土 32番1	本社営業所	愛知県一宮市開明字乾土 32番地1	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和5年2月7日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)アルコール検知器常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20230621	桜井運輸株式会社(法人番号1200001019167) 代表者桜井義高	岐阜県関市山田1065-2	本社営業所	岐阜県関市山田字大栗1065-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6
6	20230621	株式会社大元(法人番号5080401019528) 代表者原田和之	静岡県湖西市新居町新居字向島210番地1	本社営業所	静岡県湖西市新居町新居字向島210番地1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20230623	不破貨物運輸株式会社（法人番号7200001014220）代表者菊池一彦	岐阜県大垣市赤坂町2118	本社営業所	岐阜県大垣市赤坂町字川向2111番地3	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年11月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20230626	丸浜運輸株式会社(法人番号1080401024275)代表取締役川本博之	静岡県浜松市東区笠井町36番地の1	本社営業所	静岡県浜松市東区笠井町36番地の1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和5年5月11日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
9	20230628	株式会社アットロジ(法人番号3021001044790)代表者尾崎真弘	神奈川県厚木市長沼242	静岡営業所	静岡県藤枝市水守1丁目11番地5	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年12月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	2	2
10	20230629	ファーストシステムサービス株式会社(法人番号8200001008221)代表者細江寿文	岐阜県羽島郡岐南町平島三丁目163番地	本社営業所	岐阜県羽島郡岐南町平島三丁目163番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和4年10月19日及び令和5年2月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	2
11	20230630	有限会社届晋運輸(法人番号7021002034837)代表者古葉千雄	神奈川県伊勢原市高森301-1	小牧営業所	愛知県小牧市藤島町中島13番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年12月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20230630	株式会社三国（法人番号2210001007434）代表者坂本和彦	福井県坂井市三国町新保40-6	本社営業所	福井県坂井市三国町新保40-6	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	3	3
13	20230630	プロフィットサポート株式会社（法人番号4210001015484）代表者山内誠久	福井県福井市問屋町1丁目41	本社営業所	福井県福井市問屋町1丁目41	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年11月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。



一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
14	20230630	両元運送株式会社(法人番9180001094131) 代表者後藤元和	愛知県常滑市墮星12-1	本社営業所	愛知県常滑市墮星12-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年9月28日及び令和4年12月5日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
15	20230630	春日井運輸株式会社(法人番号3180001073875) 代表者奥村高博	愛知県春日井市篠木町7丁目6-7	本社営業所	愛知県春日井市篠木町7丁目6-7	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年2月21日及び令和5年3月8日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
16	20230630	半田港運株式会社(法人番号9180001091946) 代表者浅野皇	愛知県半田市11号地1-4	武豊営業所	愛知県知多郡武豊町字一号地3-8	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月4日、無免許運転を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。